

令和7年度 県産酒米安定確保支援事業費補助金 【公募要領】

1 目的

この要領は、県産酒米安定確保支援事業費補助金交付要綱（令和8年2月5日施行。以下「要綱」という。）による補助金の公募を行うにあたって、必要な事項を定めることを目的とします。

なお、本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、実施する事業です。

2 事業申請における留意事項

（1）補助対象者（要綱第2）

以下の要件を全て満たす清酒製造業者が対象となります。

- ① 酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第7号で規定する清酒を製造する者で第7条第1項で規定する製造免許を有すること

※ 清酒の定義について（酒税法第3条第7号）

清酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十二度未満のものをいう。

- イ 米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたもの
ロ 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させて、こしたもの
ハ 清酒に清酒かすを加えて、こしたもの

- ② 県内に主たる事業所を有すること

- ③ 知事が定める「県産酒米の使用促進」の取組項目を1つ以上達成していること

※ 県産酒米の利用促進に向けた取組計画

項目	内容
県産酒米の利用促進	自社で製造する日本酒の原料米に占める県産米の割合を前年度比で増加すること
	令和7酒造年度において自社で製造する日本酒の原料米に占める県産米の割合が80%以上であること
	自社で製造する日本酒の原料米に占める県産酒好適米の割合を前年度比で増加すること
	令和7酒造年度において自社で製造する日本酒の原料米に占める県産酒好適米の割合が70%以上であること
	自社で製造する日本酒の原料とするための県産米の契約栽培面積を前年度比で増加すること

(2) 補助対象事業・補助対象経費・補助金の額（要綱第3）

① 補助対象事業

県内清酒製造業者が清酒の製造に必要な県産原料米の安定的な確保を図るため
に取り組む事業

② 補助対象経費

補助対象事業者が清酒の製造に利用するために購入した原料米のうち下記のア～
ウの条件を全て満たすものが交付対象となります。

ア 令和7年産の岩手県産原料米であること。

イ 酒造好適米及び加工用米であること。

ウ 令和7年9月1日から令和8年8月31日までの期間内に購入代金の支払いを完
了したもの。

▣ 注意 ▣

- ・ 購入実績を証明する書類で上記全ての条件を満たすことが確認できない場合や補助事業者が原料米の代金を支払ったことが確認できない場合は、補助対象となりません。
- ・ 補助対象となる岩手県産原料米に主食用米は含まれません。
- ・ 購入数量の単位は、俵（60kg）とし、1俵未満の端数があるときは、これを切り捨てて記載してください。
- ・ 消費税及び地方消費税は補助対象外です。すべて税抜価格としてください。消費税額が明らかでない場合には申請時に消費税額を含めて申請できますが、実績の報告においては必ず税抜価格としてください。
- ・ 相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認めません。
- ・ 仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典・ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）等を利用した場合は、それらの額を差し引いた額のみ認めます。
- ・ クレジットカード（リボルビング払い含む）による支払は補助対象期間中の引き落とし、支払の完了が確認できる場合のみ認めます。購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。

③ 補助金の額

補助対象者に交付する補助金の額は、下記に掲げる補助基準額及び算定式により算出した金額の2分の1以内の額とします。

○ 補助基準額

- (1) 酒造好適米 1俵当たり 13,070円
- (2) 加工用米 1俵当たり 9,800円

○ 算定式

- (1) 岩手県酒造組合からの購入分

補助基準額×令和7年産県産原料米購入数量（俵）

- (2) 岩手県酒造組合以外からの購入分

次に掲げる算定式で算出した金額のいざれか低い額とする。

ア 補助基準額×令和7年産県産原料米購入数量（俵）

イ （令和7年産県産原料米平均単価－令和6年産県産原料米平均単価）

×令和7年産県産原料米購入数量（俵）

▣ 注意 ▣

- ・ 交付される補助金の額は千円単位となります。合計額の算出において発生した千円未満の端数は、切り捨てとします。

【計算例】

岩手県酒造組合から 酒造好適米（ぎんおとめ）を 503 俵、加工用米を 820 俵を購入した場合

$$(13,070円 \times 503俵) + (9,800円 \times 820俵) = 6,574,210円 + 8,036,000円 \\ = 14,610,210円$$

補助額の算出において発生した千円未満の端数は、切り捨てになるため、補助金の額は 14,610,000円

(3) 補助事業の変更（要綱第4）

補助事業を変更するときには、必ず事前に相談してください。原則として変更申請が必要です。総事業費の増減額が 20%以内で、補助金額の変更を伴わない変更の場合は、変更申請の必要がありません。

(4) 申請の取り下げ・中止・廃止（要綱第5）

- ・ 交付決定後に申請を取り下げる場合は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 10 日以内に連絡してください。
- ・ その後、途中で事業を中止する場合や事業を行わず廃止する場合には、事前に中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出してください。

(5) (事業途中の) 状況報告（要綱第6）

事業途中に状況報告を求める場合があります。その際には、遂行状況報告書（様式第8号）を期日までに提出してください。

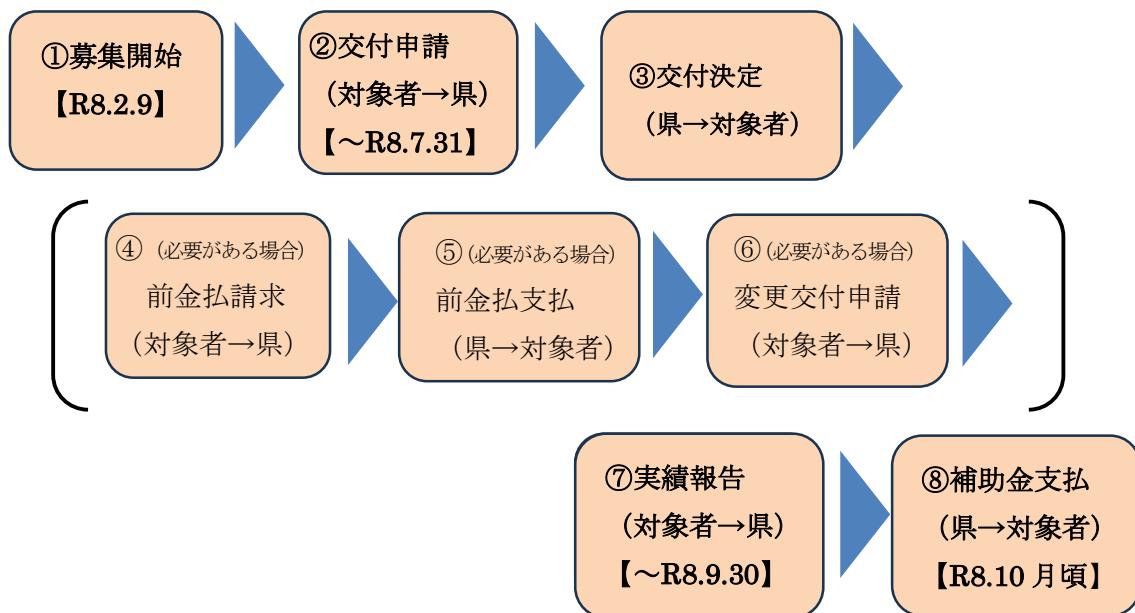
(6) 立入検査・書類の整備

- 立入検査を行う場合があります。
- 補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を令和8年度からの5年間（令和13年度まで）、県や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。

3 事業の流れ

(1) 補助金支払までの流れ

- 申請書類を受付後、県で内容を審査し、県から交付決定をします。
(必要に応じて、ヒアリング等を実施する場合があります。)
- 必要があると認める場合に限り、前金払の請求書の提出に基づき、補助金の9割以内を限度に前金払を行います。
- 補助事業実施の終了後、実績報告書の提出に基づき、指定された口座に県から補助金をお支払いします。



(2) 申請期間

令和8年2月9日（月）～令和8年7月31日（金）まで（当日午後5時必着）

(3) 補助事業実施期間

令和8年2月9日（月）～令和8年8月31日（月）の間で任意で設定

(4) 実績報告書提出期限

事業終了後 30 日以内又は令和 8 年 9 月 30 日（水）のいずれか早い日まで

4 提出書類

(1) 主な書類

提出書類のうち、**押印**が必要なものは以下のとおりです。

- 申請時 : 様式第10号 宣誓書
- 変更申請時 : なし
- 完了時 : 様式第7号 請求書

項目	時期・期限	書類・様式・部数
①申請	令和8年2月9日(月)～令和8年7月31日(金)の隨時	<input type="checkbox"/> 様式第1号：交付申請書…1部 <input type="checkbox"/> 様式第2号：事業計画書…1部 <input type="checkbox"/> 別紙1：収支予算書…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-1：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合からの購入分】…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-2：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外からの購入分（酒造好適米）】…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-3：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外からの購入分（加工用米）】…1部 <input type="checkbox"/> 様式第10号：宣誓書…1部 <input type="checkbox"/> 直近の決算報告書の写し…1部 <input type="checkbox"/> (法人の場合) 登記事項証明書の写し（おおよそ3ヶ月以内のもの）…1部 <input type="checkbox"/> (個人の場合) 個人事業の開業・廃業等届出書の写しやそれに準ずるもの…1部 <input type="checkbox"/> 振込口座の銀行名、店名、普通・当座の別、口座番号、名義人（フリガナ）が分かる部分の通帳の写し…1部
②交付決定	—	—
③変更の事前確認	—	※ 事業内容や事業費に変更がある場合は事前にお問い合わせください。
④変更申請	〔補助金額が <u>増額</u> となる <u>変更</u> 〕変更の15日前まで	<input type="checkbox"/> 様式第4号：変更申請書…1部 <input type="checkbox"/> 様式第2号：事業計画書…1部 <input type="checkbox"/> 別紙1：収支予算書…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-1：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合からの購入分】…1部

	〔補助金額 が <u>増額とな らない変 更</u> 〕変更確 定後、速や かに	<input type="checkbox"/> 別紙2-2：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外から の購入分（酒造好適米）】…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-3：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外から の購入分（加工用米）】…1部 ※ 変更箇所が分かるように記載してください。（赤字に する、下線を引くなど。）
⑤変更承 認	—	—
⑥完了	補助事業を 完了した日 から起算し て30日を経 過した日又 は令和8年 9月30日 (水)のい ずれか早い 日まで	<input type="checkbox"/> 様式第6号：実績報告書…1部 <input type="checkbox"/> 様式第3号：事業実績書…1部 <input type="checkbox"/> 別紙1：収支決算書…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-1：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合からの購 入分】…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-2：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外から の購入分（酒造好適米）】…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-3：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外から の購入分（加工用米）】…1部 <input type="checkbox"/> 様式第7号：請求書…1部 <input type="checkbox"/> 令和7年産県産原料米の購入実績の証拠書類（納品書、 請求書、領収書、振込証明書等）…1部 <input type="checkbox"/> （岩手県酒造組合以外からの購入分がある場合）令和6 年産県産原料米の購入実績（令和6年9月1日から令和 7年8月31日分）の証拠書類（納品書、請求書、領収 書、振込証明書等）…1部 <input type="checkbox"/> 県産米利用促進に向けた取組計画に係る事業実績におい て選択した項目を達成したことが確認できる書類…1部
⑦確定通 知	—	—
⑧支払	—	—

(2) その他

提出書類のうち、押印が必要なものは以下のとおりです。

- 中止（廃止）時 : なし
- 中止（廃止）を伴う請求時 : 様式第7号 請求書
- 前金払時 : 様式第9号 前金払請求書

項目	時期・期限	書類・様式・部数
○中止（廃止）	中止・廃止から15日以内	<input type="checkbox"/> 様式第5号：中止（廃止）申請書…1部 <input type="checkbox"/> 様式第2号：事業計画書…1部 <input type="checkbox"/> 別紙1：収支予算書…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-1：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合からの購入分】…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-2：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外からの購入分（酒造好適米）】…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-3：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外からの購入分（加工用米）】
○中止（廃止）を伴う請求	中止・廃止の承認の通知を受理した日から30日を経過した日又は令和8年9月30日（水）のいずれか早い日まで	<input type="checkbox"/> 様式第6号：実績報告書…1部 <input type="checkbox"/> 様式第3号：事業実績書…1部 <input type="checkbox"/> 別紙1：収支決算書…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-1：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合からの購入分】…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-2：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外からの購入分（酒造好適米）】…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-3：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外からの購入分（加工用米）】…1部 <input type="checkbox"/> 様式第7号：請求書…1部 <input type="checkbox"/> 中止（廃止）までの、令和7年産県産原料米の購入実績の証拠書類（納品書、請求書、領収書、振込証明書等）…1部 <input type="checkbox"/> （岩手県酒造組合以外からの購入分がある場合）令和6年産県産原料米の購入実績（令和6年9月1日から令和7年8月31日分）の証拠書類（納品書、請求書、領収書、振込証明書等）…1部 <input type="checkbox"/> 中止（廃止）までの間、県産米利用促進に向けた取組計画に係る事業実績において選択した項目を達成したことが確認できる書類…1部

○前金払	—	<input type="checkbox"/> 様式第9号：前金払請求書…1部 <input type="checkbox"/> 様式第3号：事業実績書…1部 <input type="checkbox"/> 別紙1：収支決算書…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-1：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合からの購入分】…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-2：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外からの購入分（酒造好適米）】…1部 <input type="checkbox"/> 別紙2-3：補助事業用帳簿【岩手県酒造組合以外からの購入分（加工用米）】…1部 <input type="checkbox"/> 令和7年産県産原料米の購入実績の証拠書類（納品書、請求書、領収書、振込証明書等）…1部 <input type="checkbox"/> （岩手県酒造組合以外からの購入分がある場合）令和6年産県産原料米の購入実績（令和6年9月1日から令和7年8月31日分）の証拠書類（納品書、請求書、領収書、振込証明書等）…1部
------	---	---

(3) 令和7年産県産原料米の購入実績を証明する書類について

補助金は、実績報告書とともに、以下の支出の証拠書類等（納品書、請求書、領収書、振込証明書等）を提出いただき、目的に沿って支出されているか確認した後に支払いを行います。

支払方法	必要な書類
銀行振込	下記に掲げるいずれかの書類。 ① 日付、商品名、支払金額が分かる領収書又は銀行の利用明細書等 ② 振込口座情報（口座番号と会社名）が分かる通帳の写しや当座勘定照合表の写し
現金・電子マネー	日付、商品名、支払金額が分かる領収書又はレシート
クレジットカード	下記に掲げるいずれかの書類。 ① カード会社発行の利用代金明細書 ② 決済口座の該当箇所の写し 等 ※ 引落し日が令和8年8月31日までであること。
酒造組合への支払	下記に掲げる書類をいずれも提出 ① 岩手県酒造組合が補助対象事業者に発行する請求明細書 ② 岩手県酒造組合への銀行振込証明書

5 留意事項

※ 注意 ※

- ・ 押印を要する申請様式は、郵送（期間内必着）又は持参により提出してください。
- ・ 交付申請書受付順に「6 審査項目」に基づいて審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定を行います。（申請の内容が適当であると認められるときに、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものです。）決定の可否を判断するため、事業計画に関する照会等を行う場合があります。
- ・ 受付期間中でも、補助申請額が事業予算額に達することとなった場合は、受付を終了することがあります。
- ・ 提出された申請書類等は返却しませんので、必ず控えを保管してください。
- ・ 申請書類等に係る連絡先等の個人情報は適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。
- ・ 申請に要する費用は、申請者の負担となります。
- ・ 領収書に、必要な収入印紙が貼付漏れしていることがありますので、領収書を受領の際は十分ご注意ください。

6 審査項目

(1) 基礎審査

以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 必要な提出資料が不備・記載漏れがなく、すべて提出されていること
- ② 「1 目的」に合致する取組であること
- ③ 「2 補助対象者」及び「3 補助対象事業」の要件に合致すること
- ④ 補助事業を遂行するために必要な能力を有すること

(2) 内容審査

補助事業計画書等について、以下の項目に基づき審査を行い、予算の範囲内で交付決定を行います。

- ① 申請者の経営状況の妥当性
事業実施にあたり、財務状況に問題はないか。
- ② 補助事業計画の有効性
補助事業計画は、有効性が認められるものになっているか。
補助事業計画は具体的で、実現に無理がないものと認められるか。
- ③ 積算の透明性・適切性
事業費の計上・積算が正確・明確で、事業実施に必要なものとなっているか。

7 問い合わせ・書類送付／届先

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県商工労働観光部産業経済交流課

食産業担当（担当：佐藤）

T E L : 019-629-5531/5539（平日 8:30～17:15）

F A X : 019-623-2510

E-mail : AE0003@pref.iwate.jp